

外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書について

外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指すことに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書

欧米で高まった他民族や外国人に対する排外主義的な動きが日本でも見られるようになってきた。今、日本は外国人を受け入れる国として国際社会から信頼されるか、排外主義を振りかざすような国になるのか、大きな岐路に立っている。

こうした中、全国知事会は、7月23日、24日に青森市で開催した会議で「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」をまとめた。この提言は、在留外国人は約377万人、外国人労働者は約230万人と過去最高であると指摘し、「国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である」と訴えている。

さらに、全会一致で「青森宣言」を採択し、「争いよりも対話、異なる意見を尊重し、困難な時にこそ温かい心で誰一人として置き去りにしない」として、排外主義を否定し、多文化共生を目指す姿勢を鮮明に宣言した。こうした動きを踏まえ、日本社会は既に多文化共生社会へと進んでいるとの認識が重要である。

よって、国においては、次の事項を実施するよう要望する。

- 1 多文化共生社会を否定する排外主義に抗議し、これまで進めてきた多文化共生事業を更に充実させること。
- 2 全国知事会が「青森宣言」で排外主義を否定する姿勢を表明したように、排外主義に反対する意思を表明し、積極的に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会